

Disaster Restoration

わかりやすい

災害復旧関係事業の あらまし



Contents

1. 災害復旧事業のあらまし 1

2. 災害復旧事業の流れ 3

参考-1 国土交通省全体の災害復旧関係事業のあらまし . . 17

参考-2 国庫負担率 20

参考-3 大規模災害時査定方針 21



- 我が国では、毎年豪雨や地震などにより大小様々な災害が多数発生しています。
- 国土交通省では、所管する公共土木施設（河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、下水道、公園の施設、その他港湾局等に係る施設）が豪雨や地震などの異常な天然現象によって被災した場合に災害復旧関係事業の国庫補助を行っています。
- 天然の河岸及び海岸の欠壊の場合でも、河岸及び海岸の維持上又は公益上特に必要と認められるものは、災害復旧関係事業を行うことができます。
- 防災課が担当する災害復旧関係事業（地方公共団体又はその機関が維持管理する公共土木施設が被災した場合の災害復旧関係事業）のあらましは、右のページに示すようになっています。（国土交通省全体の災害復旧関係事業のあらまし（港湾局等に係るものを除く。）は、別頁で参考－１としています。）
- 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定されます。（「災害復旧事業の流れ」参照）
- 災害復旧関係事業には、災害復旧事業費（負担率 2/3 以上）のみをもって原形復旧するものと、それに改良工事費（補助率は「災特」4/10、その他 1/2）を加え再度災害防止を図る改良復旧があり、高率な国費負担が受けられます。
- 原形復旧とは、元の形に復旧することが基本ですが、原形に復旧することが不可能な場合には、形状、寸法、材質を変えて被災前の機能を復旧することも原形復旧としています。また、原形に復旧することが困難な場合や不適當である場合には、これに代わる施設で復旧することも原形復旧とみなしています。
なお、河川の災害復旧事業の実施にあたっては、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」にもとづく、基本的な考え方や事業のポイント、あるいは復旧工法検討の流れ、河道計画の考え方など、様々な情報を習得した上での事業の実施が望まれます。
- その他、火山の爆発による降灰を除去する降灰除去事業があります。

<赤字>は通称

災害復旧関係事業（防災課担当分）

原形復旧

（負担率は2／3以上）

被災箇所の復旧

河川等災害復旧事業

原形に復旧することを基本として復旧

<一定災>

広範囲で激甚な災害において一定の計画に基づいて復旧

改良復旧

（被災箇所の原形復旧相当分は負担率は2／3以上、
改良分の補助率は「災特」が4／10で、その他が1／2）

被災箇所と周辺を
あわせた一連の
改良

河川等災害関連事業<関連>

原則として総工事費のうち改良分が5割以内となる
改良復旧

河川災害復旧助成事業<助成>

海岸災害復旧助成事業

河川、海岸における経済効果が高い大規模な改良復旧で、
総工事費のうち改良分が5割以上も可

特定小川災害関連環境再生事業<小川>

小規模河川において環境機能を改良

被災箇所上下流
の障害物の除去・
是正

河川等災害関連特別対策事業<災特>

「関連」、「助成」による改良の際に、その上下流で流下能力
確保に支障となる箇所の是正

火山の爆発に
よる降灰の除去

降灰除去事業<降灰除去>（補助率1／2または2／3）

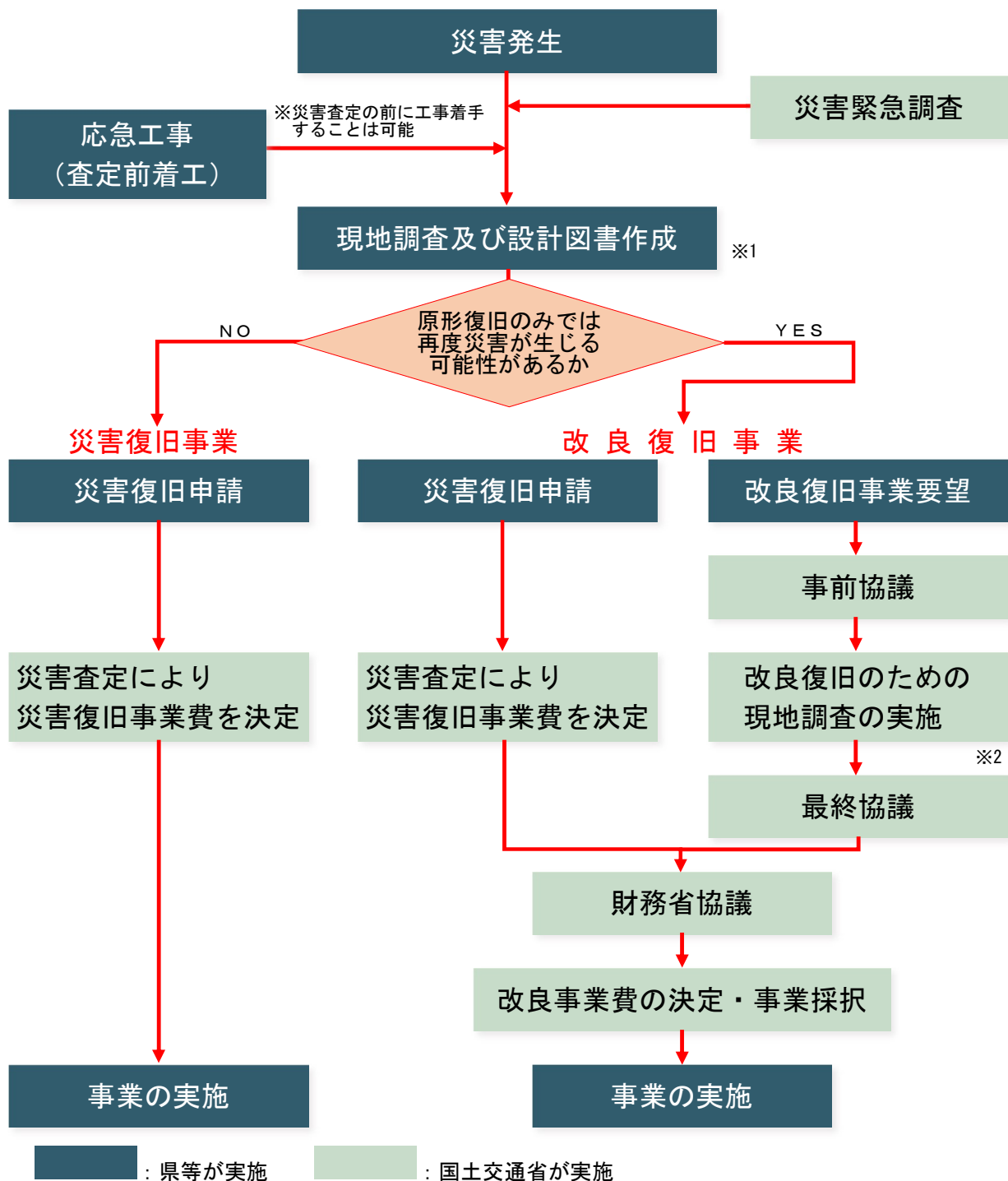
道路等に堆積した降灰の除去

災害復旧申請の手引き

2. 災害復旧事業の流れ



Disaster Restoration



※1：査定設計委託費補助：一定の要件のものについて災害復旧申請に必要な設計書の作成に要した経費について補助する。

※2：改良事業費は、災害復旧工事費と改良工事費から構成され、改良工事費が1億8千万円以下の「関連」の場合は、「ミニ関」として、災害査定の際の現地調査時に改良工事費が決定される。

災害の早期復旧のために

災害復旧事業制度を活用するためには、発生後、災害復旧申請をし、災害査定を行う必要があります。大規模災害を受け、具体的な対策方法や負担法の適用等に悩んだら、災害緊急調査を活用して下さい。

■災害緊急調査

大災害が発生し、緊急を要する場合には、防災課に災害緊急調査を要請してください。災害査定官を派遣し、現地において被災した公共土木施設に対する応急工事や復旧方針などについて助言します。

災害緊急調査は、災害復旧申請者の要請が無い場合にも、必要に応じて防災課の判断で実施することもあります。



災害緊急調査状況

■応急工事（査定前着工）

速やかに復旧すべき箇所では、災害査定を待たずに応急工事を実施できます。応急工事には、応急本工事と応急仮工事があります。

応急本工事は、被災施設の復旧工事の全部又は一部を施工する工事です。

応急仮工事は、復旧工事（本復旧）が完了するまでの間に、堤防の決壊の拡大防止のための措置、被災した道路の迂回路の確保、仮橋の設置など、被災施設の効用を最小限必要な範囲で確保するものです。

応急工事については、最終的に災害復旧の中に含めて採択されます。



応急仮工事



応急本工事

災害復旧関係事業（防災課担当分）

事業名	事業のポイント
河川等災害復旧事業 《P7参照》	異常な天然現象によって被災した公共土木施設を災害復旧事業費（負担率2/3以上）をもって原形に復旧する事を基本とする事業。
<一定災> 《P9参照》	公共土木施設が広範囲にわたって激甚な被害を受けた場合、一定の計画に基づいて復旧するもので、原形復旧とみなされ、河川等災害復旧事業の一部。
河川等災害関連事業 <関連> 《P10参照》	災害復旧事業費（負担率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて行う改良事業。再度災害防止のため一定計画に基づくものや局部的な改良等、一定計画によらない改良復旧も実施可能。一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸で一定計画に基づくものについては、改良工事費が6億円以内が対象。それ以外の事業については6億円を超えても関連事業となる。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。
河川災害復旧助成事業 海岸災害復旧助成事業 <助成> 《P12参照》	河川、海岸において大規模な災害を受けた場合に災害復旧事業費（負担率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて行う改良復旧事業。再度災害防止のため一定計画に基づき実施する一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸で改良工事費が6億円を超えるものが対象。総工事費のうち改良分の割合が5割を超える場合にも採択される。事業の経済効果が重視される。
特定小川災害関連環境再生事業 <小川> 《P14参照》	小規模な河川において、災害復旧事業費（負担率2/3以上）に改良事業費（補助率1/2）を加えて河川の環境機能の改良を図る事業。総工事費のうち改良分の割合が5割以内で採択される。
河川等災害関連特別対策事業 <災特> 《P15参照》	河川、砂防において「関連」、「助成」による改良の際に、その上下流で流下能力の確保に支障となる箇所を是正する事業。この事業の工事費は、原則として「関連」、「助成」における災害復旧事業費の工事費以内で採択される。
降灰除去事業 <降灰除去> 《P16参照》	火山の爆発に伴う降灰があった場合、道路等に堆積した降灰を収集、運搬及び処理する事業。

工事費の限度額	対象施設												負担率 又は 補助率	
	都道府県						市町村							
	河川	海岸	砂防	地すべり	急傾斜地	道路	下水道	河川	海岸	地すべり	急傾斜地	道路		下水道
(都道府県)120万円以上 (市町村)60万円以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2/3以上
(都道府県)120万円以上 (市町村)60万円以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2/3以上
(一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸で、かつ一定計画に基づく改良) 2,400万円～6億円	●	●						●	※1					1/2 ※2
(一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸については一定計画に基づく改良を除く) (都道府県)2,400万円以上 (市町村)1,800万円以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸で、かつ一定計画に基づく改良) 6億円以上	●	●						●	※1					1/2
限度額の設定なし	●							●						1/2
(都道府県)1,600万円～1億円 (市町村)1,200万円～1億円	●		●					●						4/10
限度額の設定なし												●	●	道路 ・通常 1/2 ・多量降灰の場合 2/3 下水道 2/3

- ✓ 工期については、工事の規模、難易度、地形条件、自然条件及び地域の状況などにより、3箇年以内の完工にこだわることなく、適正な工期の確保に努めてください。
- ✓ 北海道・離島等の補助率については、災害関係法令例規集を参照してください。

※1 指定都市の海岸のみ

※2 下水道については、下水道法施行令第二十四条の二に規定する国の地方公共団体に対する補助金の額と同率

【災害復旧事業の解説】

河川等災害復旧事業

異常な天然現象によって被災した公共土木施設を災害復旧事業費（負担率 2/3 以上）をもって原形に復旧する事を基本とする事業です。

【被災状況】



【復旧後】



被災施設を原形で復旧

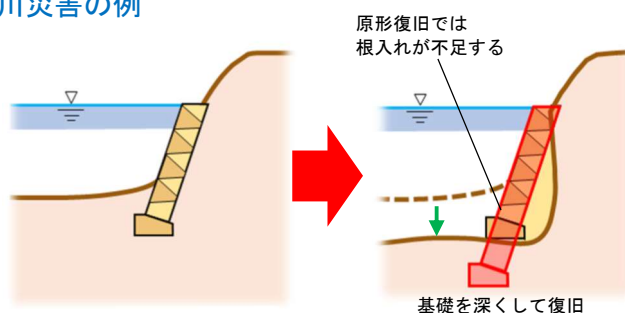
1. 河川等災害復旧事業で復旧可能な範囲

河川等災害復旧事業は、被災した施設を原形に復旧することを基本としています。が、原形に復旧することが不可能な場合には、形状、寸法、材質を変えて被災前の機能を復旧することも可能です。また、原形に復旧することが困難な場合や不適当である場合には、これに代わる施設で復旧することも可能です。

		位置	形状・寸法	材質
原形復旧	原形復旧	変えられない	変えられない	変えられない
	原形復旧不可能	変えられない	変更できる	変更できる
原形復旧	原形復旧困難	変更できる		
とみなす	原形復旧不適当	変更できる(効用的に改良された施設を含む)		

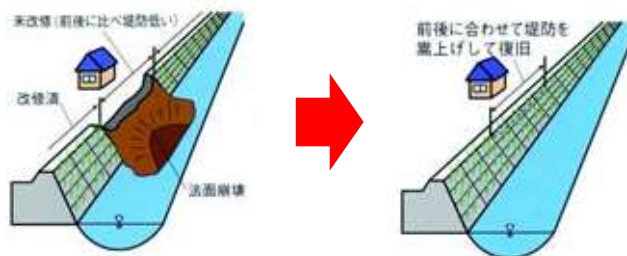
■原形に復旧することが不可能な河川災害の例

広域の地盤沈下や極端な河床の洗掘により原形の復旧が不可能な場合、従前の効用(防災機能)が図られる形状で復旧する。



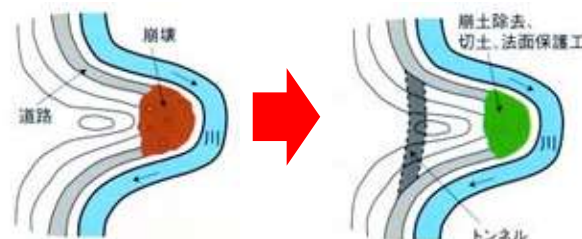
■原形に復旧することが不適当な河川災害の例

上下流が改修済みで、それら施設と合わせて一連の効用が増大される場合に堤防を嵩上げて復旧する。



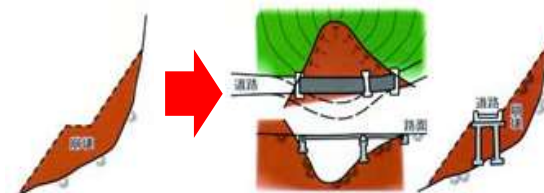
■原形に復旧することが困難な道路災害の例

在来の道路位置に復旧することが著しく困難であるため、必要最小限の工事として、トンネルで復旧する。



■原形に復旧することが困難な道路災害の例

道路を盛土で復旧するのは、著しく困難かつ高価となるため、橋梁で復旧する。



■原形に復旧することが不適当な道路災害の例

道路災害復旧とともに、被災原因の除去として、谷止工と排水工の拡幅を行う。



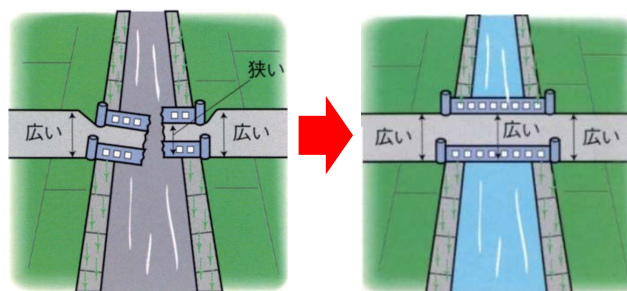
■原形に復旧することが不適当な道路災害の例

被災施設の前後がいずれも改良済みであり、あわせて復旧した場合、一連の施設の効用が増大される場合に、前後の道路に合わせて復旧する。



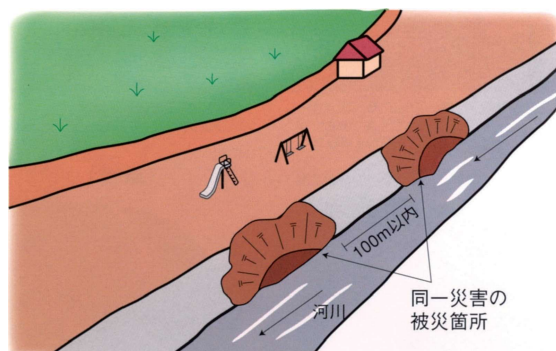
■原形に復旧することが不適当な橋梁災害の例

被災した橋梁の前後が改良済みであり、合わせて復旧した場合、一連の施設の効用が増大される場合に、前後の道路に合わせて復旧する。



2. 一箇所工事の取り扱い

同一工種の被災箇所が、直線距離で 100m 以内の間隔で連続している場合は、各々の箇所の被害額の合計が限度額以上となれば、採択される。

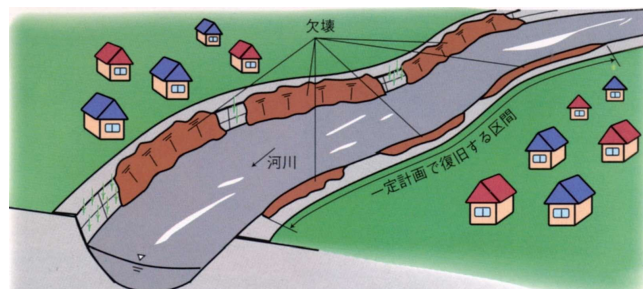


3. 一定災

広範囲にわたって激甚な災害を受けた場合、一定計画に基づき復旧するもので、原形復旧とみなされ、河川等災害復旧事業に含まれる。

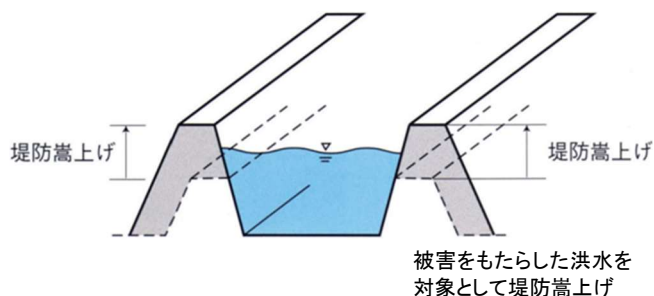
(河川の例)

欠壊した延長が、一定計画で復旧する区間延長の 8 割以上あれば採択される。



4. 越水させない原形復旧（原形に復旧する事が不適当な河川災害の例）

被災をもたらした洪水を対象に、上下流の河川改修計画と整合性の図れる範囲で堤防の嵩上げが可能となる制度。



5. 倒木の除去

10 分間平均風速の最大が 15m 以上の風により倒木が発生し、下記の場合採択される。

(河川の例)

河道断面の 3 割程度以上堆積した場合。

(道路の例)

車両の交通可能な部分が、幅員 5m 以上の一般国道・主要地方道は幅員の 6 割未満、その他の道路は 3m 未満の場合。



河川等災害関連事業<関連>

災害復旧事業費（負担率 2/3 以上）に改良工事費（補助率 1/2）を加えて行う改良事業。再度災害防止のため一定計画に基づくものや局部的な改良等、一定計画によらない改良復旧も実施可能です。一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸で一定計画に基づくものについては、改良工事費が 6 億円以内が対象。それ以外の事業については 6 億円を超えても関連事業となります。総工事費のうち改良分の割合が原則として 5 割以内で採択されます。

【被災状況】



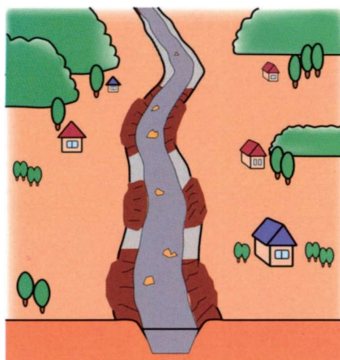
【復旧後】



被災河川を一定計画に基づいて復旧

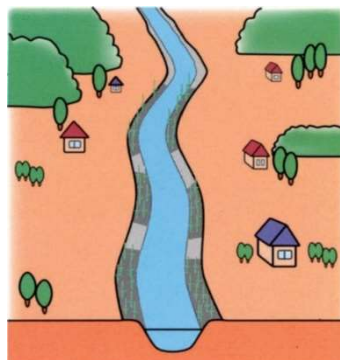
■河川の例

(被災)



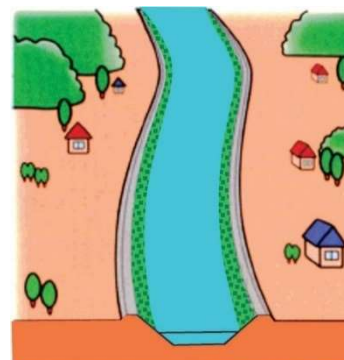
・護岸が被災

(災害復旧)



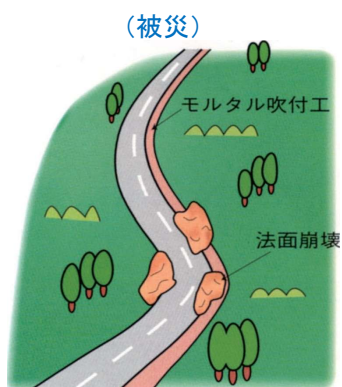
・被災箇所のみの原形復旧

(改良)



・ぜい弱部・狭窄部を含む一連区間を改良復旧
・総工事費のうち改良分が原則として 5 割以内

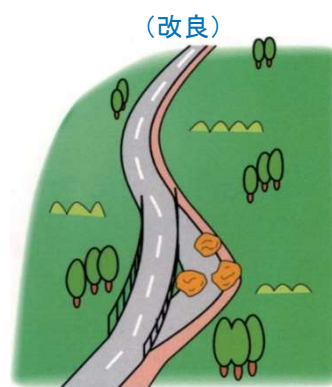
■道路の例



- ・道路法面が崩壊

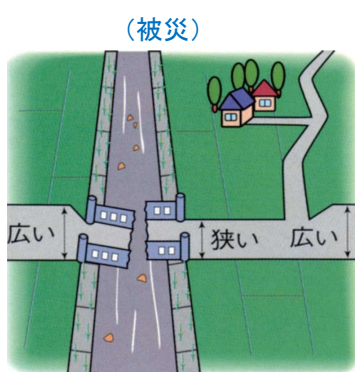


- ・被災箇所のみ原形復旧

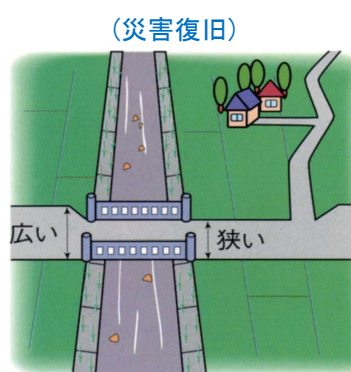


- ・被災箇所を橋梁によりショートカットし、再度災害防止と法線是正を行う改良復旧
- ・総工事費のうち改良分が原則として5割以内

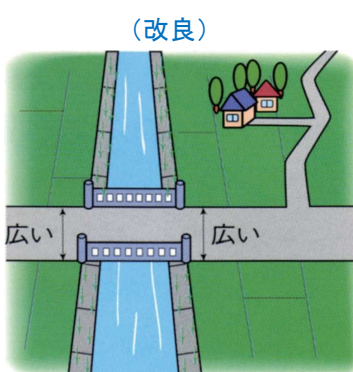
■橋梁の例



- ・橋梁が崩壊



- ・被災箇所のみ原形復旧



- ・未被災の道路を含め改良、幅員拡幅を行う改良復旧
- ・総工事費のうち改良分が原則として5割以内

河川災害復旧助成事業<助成> 海岸災害復旧助成事業

河川、海岸において大規模な災害を受けた場合に災害復旧事業費（負担率 2/3 以上）に改良工事費（補助率 1/2）を加えて行う改良復旧事業。再度災害防止のため一定計画に基づき実施する一級・二級河川、都道府県・指定都市管理の海岸で改良工事費が 6 億円を超えるものが対象。総工事費のうち改良分の割合が 5 割を超える場合にも採択されます。経済効果が重視される事業です。

【被災状況】



【復旧後】



被災河川を一定計画に基づいて復旧

■河川の例

(被災)



- ・出水により護岸が被災し家屋等も多数浸水。被害が激甚

(災害復旧)



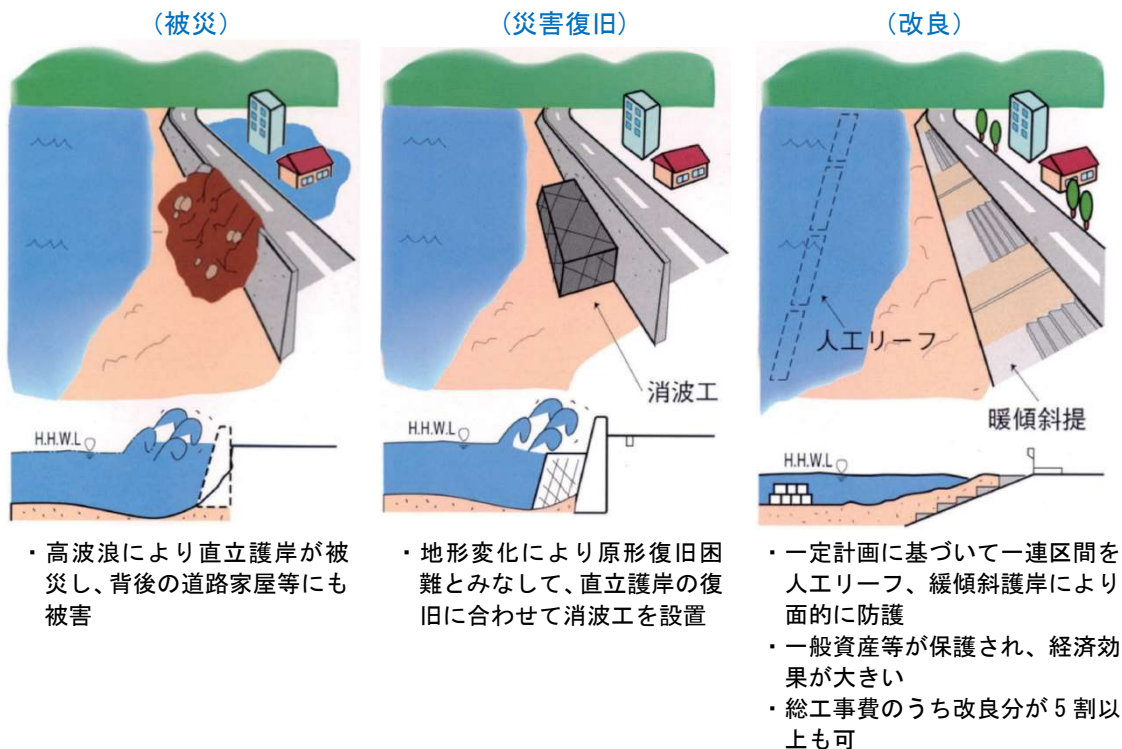
- ・被災した施設のための復旧
- ・再度被害の恐れが残り、十分な効果が得られない

(改良)



- ・一定計画に基づいて一連区間の川幅の拡幅、護岸の嵩上げを実施
- ・一般資産等が保護され、経済効果大きい
- ・総工事のうち改良分が5割以上可

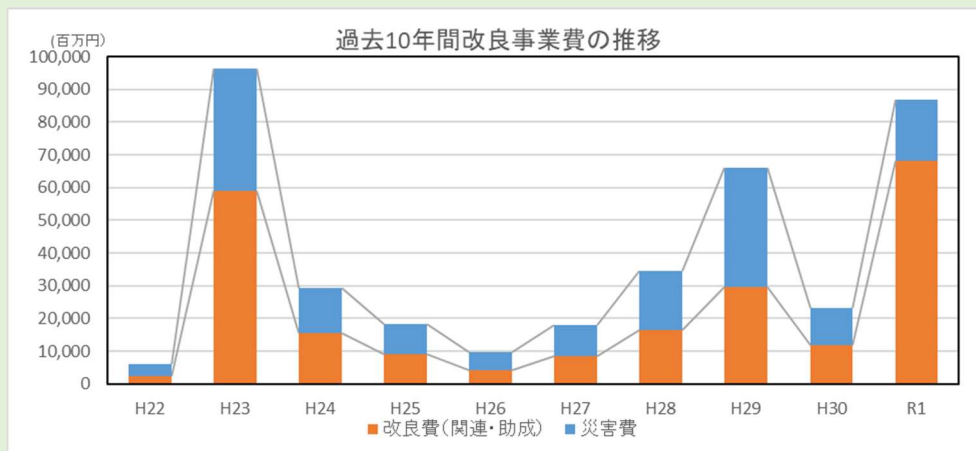
■海岸の例



【一口メモ】

■河川等災害復旧助成事業・河川等災害関連事業の推移

過去10年の河川等災害復旧助成事業・河川等災害関連事業の事業費推移は、下記のとおりであり、令和元年の改良費は東日本台風での被害が大きかったこともあり、過去10年間で最も多い約700億円に達しました。



特定小川災害関連環境再生事業<小川>

小規模な河川において、災害復旧事業費（負担率 2/3 以上）に改良工事費（補助率 1/2）を加えて河川の環境機能の改良を図る事業。総工事費のうち改良分の割合が 5 割以内で採択されます。

【被災状況】



【復旧後】

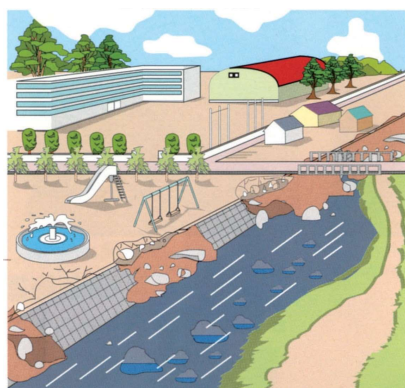


公園と一体的に河川被害を復旧

特に環境に配慮すべき次の区間で実施。

- (1) 市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校、公園、病院等の公共施設もしくは史跡、歴史的記念物が存在する地域。
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける区域。
- (3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息、生育が確認される区域。

一部の施設を残して被災

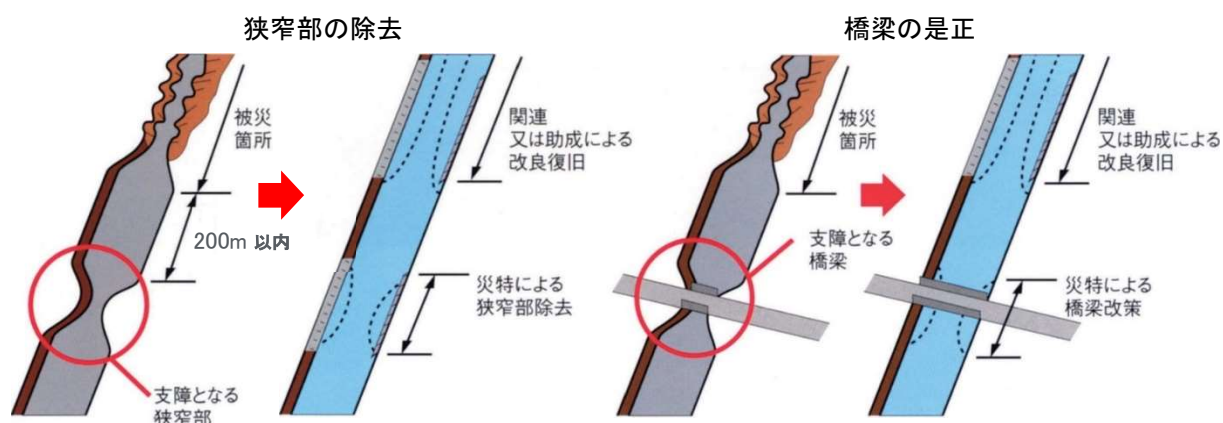


未被災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧



河川等災害関連特別対策事業＜災特＞

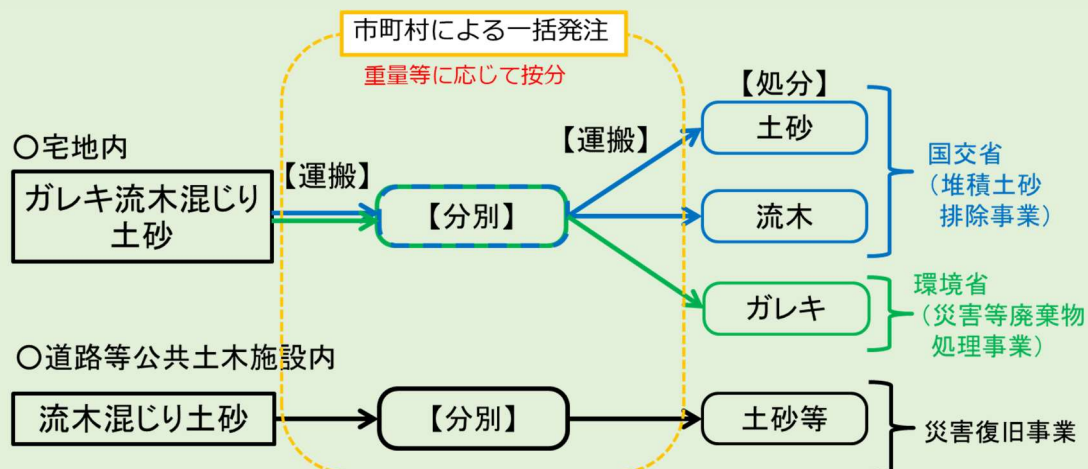
河川、砂防において関連事業および助成事業を実施する際に、その上下流（概ね 200m 以内）で流下能力の確保に支障となる箇所を除去、是正する事業。この事業の工事費は、原則として「関連」、「助成」における災害復旧事業費の工事費以内で採択されます。



【一口メモ】

■土砂等撤去について

河川の決壊により、宅地・道路等がガレキと流木・土砂により埋没した場合は、災害復旧事業だけでなく、堆積土砂排除事業（国土交通省都市局所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）と連携することにより一括撤去することが可能です。



降灰除去事業<降灰除去>

火山の爆発に伴う降灰があった場合、道路・下水道・都市排水路・公園・宅地にかかる降灰を収集、運搬および処分する事業です。このうち防災課は市町村道・下水道・都市排水路に堆積した降灰の除去を所管します。連続する2ヶ月において毎月1回以上の降灰がある場合



で、かつ1,000g/m²以上の降灰があった場合に採択となります。補助率は下水道は2/3、それ以外の施設においては1,000g/m²から2,500g/m²までは1/2、2,500g/m²以上までは2/3となります。なお、降灰除去事業は、活動火山対策特別措置法に基づくものですが、短期間に多量の降灰があった場合には、県道、市町村道ともに災害復旧事業として申請することも可能です。

【一口メモ】

■総合単価

災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化、迅速化するために、総合単価が設定されています。

総合単価とは、施設ごとにあらかじめ定めた地区別の平均的な労務単価、材料単価、機械経費等を用いて算出した単価で、これに災害箇所の延長や面積を掛けることによって、災害復旧事業費が求められます。

■大規模災害時の設計委託費等補助制度

大規模災害時の設計委託費（現地測量、調査及び試験、復旧工法検討、設計、数量計算等）に対し、条件によって査定設計に要した費用の1/2を補助します。

適 用 条 件

特に被害が激甚であると認められる災害(激甚災害等)の箇所(補助対象限度額あり)		
地すべり対策工事、橋梁、トンネル等の特殊工法等を実施する箇所	委託費等の額が決定 工事費が2億円未満	委託費の額が500万円以上で決定工事費 に対する割合が7%以上
	2億円以上	委託費の額が1,400万円以上

災害復旧申請の手引き

参考 -1 国土交通省全体の災害復旧関係事業のあらまし



Disaster Restoration

事業名		●防災課担当 ○その他	事業の概要	担当課
河川	補助	● 河川等災害復旧事業	被災した公共土木施設(河川)を、原形に復旧することを基本とする。	防災課
		● <一定災>	広範囲にわたり激甚な災害を受けた場合、一定の計画に基づいて復旧する。	
		● 河川等災害関連事業<関連>	災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課
		● 河川災害復旧助成事業<助成>	一定の計画のもとに改良復旧を行う。経済効果が高い大規模な改良復旧。総工事費のうち改良分が5割以上も可。	防災課
		● 特定小川災害関連環境再生事業<小川>	小規模な河川において、河川の環境機能を改良する。	防災課
		● 河川等災害特定関連事業<特関>	「災害復旧事業」の被害原因となった障害物を除去又は是正する。	防災課
		● 河川等災害関連特別対策事業<災特>	「関連」、「助成」による改良の際に、その上下流で流下能力の確保に支障となる箇所を是正する。	防災課
		○ 河川災害復旧等関連緊急事業<復緊>	「災害復旧事業」、「関連」、「助成」を行う際に、下流部での流量増加への対応が必要な区域で、概ね4年以内で緊急的かつ集中的に改修工事を行う。	治水課
	直轄	○ 河川激甚災害対策特別緊急事業<河川激特>	激甚な一般被害を受けた河川で、「関連」、「助成」の対象とならない場合に、5ヶ年をめぐりに緊急的に改修工事を行う。公共土木施設(河川)の被害が無い場合も可。	治水課
		○ 直轄河川等災害復旧事業	被災した公共土木施設(河川)を、原形に復旧することを基本とする。	治水課
		○ 直轄河川等災害関連緊急事業<関連>	災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則5割以内で採択される。	治水課
		○ 直轄河川災害復旧等関連緊急事業<復緊>	「災害復旧事業」、「関連」、「助成」、「直轄河川等災害関連緊急事業」を行う際に、下流部での流量増加への対応が必要な区域で、概ね4年以内で緊急的かつ集中的に改修工事を行う。	治水課
		○ 直轄河川激甚災害対策特別緊急事業<河川激特>	激甚な一般被害を受けた河川で、「直轄河川等災害関連緊急事業」の対象とならない場合に、5ヶ年をめぐりに緊急的に改修工事を行う。公共土木施設(河川)の被害が無い場合も可。	治水課
海岸	補助	● 河川等災害復旧事業	被災した公共土木施設(海岸)を原形に復旧することを基本とする。	防災課
		● <一定災>	広範囲にわたり激甚な災害を受けた場合、一定の計画に基づいて復旧する。	
		● 河川等災害関連事業<関連>	災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課
		● 河川災害復旧助成事業<助成>	一定の計画のもとに改良復旧を行う。経済効果が高い大規模な改良復旧。総工事費のうち改良分が5割以上も可。	防災課
	直轄	○ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業<大規模流木>	洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に処理を行う。	海岸室
		○ 河川等災害復旧事業	被災した公共土木施設(海岸)を、原形に復旧することを基本とする。	海岸室
砂防	補助	● 河川等災害復旧事業	被災した公共土木施設(砂防設備)を、原形に復旧することを基本とする。	防災課
		● <一定災>	広範囲にわたり激甚な災害を受けた場合、一定の計画に基づいて復旧する。	
		● 河川等災害関連事業<関連>	災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課
		● 河川等災害特定関連事業<特関>	「災害復旧事業」の被害原因となった障害物を除去又は是正する。	防災課
		● 河川等災害関連特別対策事業<災特>	「関連」による改良の際に、その上下流で流下能力の確保に支障となる箇所を是正する。	防災課
		○ 災害関連緊急砂防事業<災関緊急砂防>	崩壊が発生し、放置すれば次の出水により著しい土砂災害が発生する恐れのある場合に緊急に実施する。公共土木施設(砂防設備)の被害が無い場合も可。	保全課
		○ 砂防激甚災害対策特別緊急事業<砂防激特>	土石流等による激甚な土砂災害の発生した地域で、一定の計画に基づき緊急に実施する。公共土木施設(砂防設備)の被害が無い場合も可。	保全課
		○ 特定緊急砂防事業<砂防特緊>	土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区に、被害をもたらしたものと同規模の土石流が再び発生した場合でも安全が確保されるよう、「災関緊急砂防」と一体的に施設整備を行う。	保全課
	直轄	○ 河川等災害復旧事業	被災した公共土木施設(砂防設備)を、原形に復旧することを基本とする。	保全課
		○ 直轄砂防災害関連緊急事業<直轄砂防災関緊急>	I 緊急事業 崩壊が発生し、放置すれば次の出水により著しい土砂災害が発生する恐れのある場合に緊急に実施する。公共土木施設(砂防設備)の被害が無い場合も可。 II 関連事業 災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	保全課

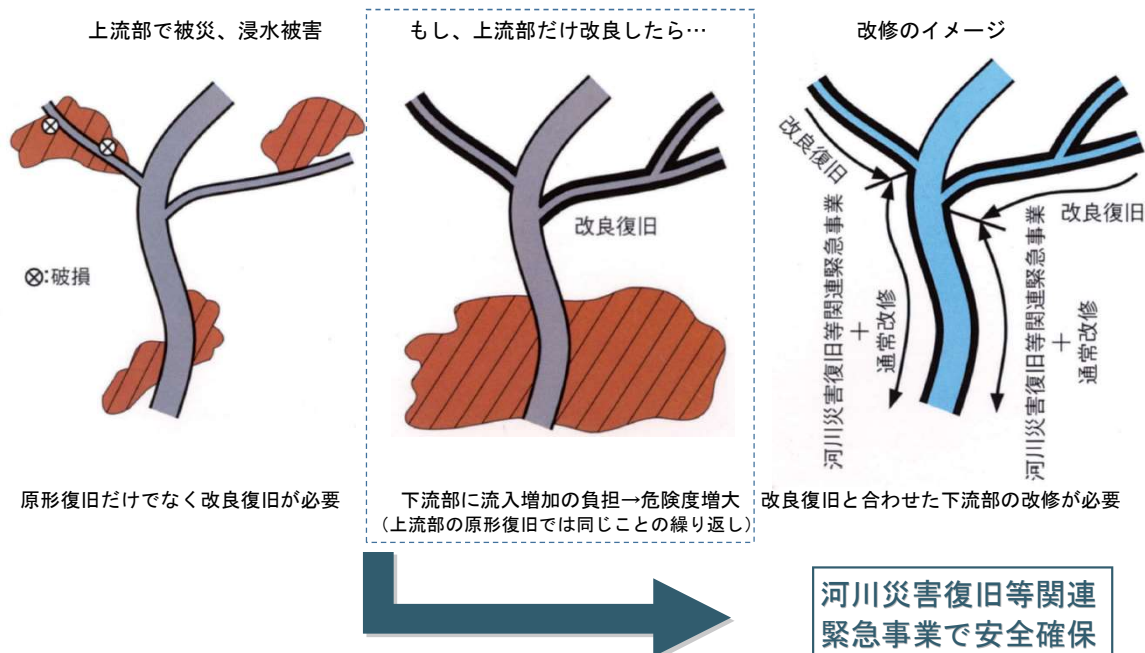
事業名			●防災課担当	○その他	事業の概要	担当課	
地すべり	補助	● 河川等災害復旧事業			被災した公共土木施設(地すべり防止施設)を、原形に復旧することを基本とする。	防災課	
		● 河川等災害関連事業<関連>			災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課	
		○ 災害関連緊急地すべり対策事業<災関緊急地すべり>			当該年発生の風水害・震災等により、地すべり現象が活発となり危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急に実施する。公共土木施設(地すべり防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
		○ 特定緊急地すべり対策事業<地すべり特緊>			風水害・震災等により、地すべり現象が活発となり危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべりに隣接する上部斜面で、一定の計画に基づき実施する。	保全課	
		○ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業<地すべり激特>			地すべりによる激甚な災害の発生した地域で、危険度が増大しているものについて再災害度を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施する。公共土木施設(地すべり防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
	直轄	○ 河川等災害復旧事業			被災した公共土木施設(地すべり防止施設)を、原形に復旧することを基本とする。	保全課	
		○ 直轄地すべり対策災害関連緊急事業<直轄地すべり災関緊急>	I 緊急事業		当該年発生の風水害・震災等により、地すべり現象が活発となり危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急に実施する。公共土木施設(地すべり防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
			II 関連事業		災害復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち関連分の割合が原則として5割以内で採択される。		
	急傾斜地	補助	● 河川等災害復旧事業			被災した公共土木施設(急傾斜地崩壊防止施設)、を原形に復旧することを基本とする。	防災課
			● 河川等災害関連事業<関連>			災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課
○ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業<地域防災がけ>					市町村地域防災計画に記載または記載されることが確実であるがけ崩れ危険箇所等、激甚な災害に伴い崩壊等が発生し、放置すれば著しい被害が発生するおそれのある場合に、直接人命保護を目的として実施する。公共土木施設(急傾斜地崩壊防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
○ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業<災関緊急急傾斜地>					災害により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば著しい被害が発生する場合に、緊急的に実施する。公共土木施設(急傾斜地崩壊防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
○ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業<がけ特>					がけ崩れが発生した一連の地域で、「災関緊急急傾斜地」と一体的に、隣接した脆弱斜面の崩壊防止工事を行う。公共土木施設(急傾斜地崩壊防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
○ 災害関連緊急雪崩対策事業<災関緊急雪崩>					雪崩が発生した箇所等、放置すれば次期降雪期に被害が発生するおそれのある場合に緊急的に実施する。公共土木施設(雪崩防止施設)の被害が無い場合も可。	保全課	
道路			補助	● 河川等災害復旧事業			被災した公共土木施設(道路)を、原形に復旧することを基本とする。
	● <一定災>				広範囲にわたり激甚な災害を受けた場合、一定の計画に基づいて復旧する。	防災課	
	● 河川等災害関連事業<関連>				災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課	
	● 河川等災害特定関連事業<特関>				「災害復旧事業」の被害原因となった障害物を除去又は是正する。	防災課	
	● 降灰除去事業<降灰除去>				火山の爆発に伴い市町村道に堆積した降灰を収集、運搬及び処理する。	防災課	
	直轄	○ 河川等災害復旧事業 or直轄道路災害復旧事業			被災した公共土木施設(道路)を、原形に復旧することを基本とする。	道路局 国道・技術課	
	下水道	補助	● 都市災害復旧事業			被災した公共土木施設(下水道)を、原形に復旧することを基本とする。	防災課
● 河川等災害関連事業<関連>					災害復旧事業に改良工事費を加えて改良復旧を行う。総工事費のうち改良分の割合が原則として5割以内で採択される。	防災課	
● 降灰除去事業<降灰除去>					火山の爆発に伴い公共土木施設(下水道)に堆積した降灰を収集、運搬及び処理する。	防災課	
公園	補助	○ 都市災害復旧事業			被災した公共土木施設(公園)を、原形に復旧することを基本とする。	都市局 都市安全課	
		○ 降灰除去事業<降灰除去>			火山の爆発に伴い公共土木施設(公園)に堆積した降灰を収集、運搬及び処理する。	都市局 都市安全課	
都市施設 (街路・都市排水施設等)等	補助	○ 都市災害復旧事業			被災した都市計画区域内の都市施設(街路・都市排水施設等)を原形に復旧することを基本とする。	都市局 都市安全課	
		○ 都市災害復旧事業<堆積土砂排除事業>			市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除する。	都市局 都市安全課	
		○ 降灰除去事業<降灰除去>			火山の爆発に伴い都市施設及び個人の宅地に堆積した降灰を収集、運搬及び処理する。	都市局 都市安全課	
		○ 特殊地下壕対策事業<特殊地下壕>			防空壕等の特殊地下壕で、陥没が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要になった場合に対策を実施する。	都市局 都市安全課	

防災課以外の課が所管する事業のうち、主な事業の概要は以下のとおりです。

■復緊＜河川災害復旧等関連緊急事業＞

被災をもたらした洪水を対象とした災害復旧及び改良復旧を行う際に、その下流部で、流量増加対策が必要となる区域について、概ね4年間で緊急的かつ集中的に改修工事を実施するものです。

（河川災害復旧等関連緊急事業のイメージ）



■河川激特

洪水、高潮等により激甚な一般被害（流失または全壊家屋数50戸以上、もしくは浸水家屋数2,000戸以上（高齢世帯率による条件緩和や被害程度に応じた換算措置あり））を被った河川について、公共土木施設（河川）の被害が少なくても改良復旧の対象とならない場合に、概ね5年間で緊急的に改修工事を実施するものです。

■大規模流木＜災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業＞

風水害等により海岸に流木等が漂着、異常堆積（1,000m³以上）し、これを放置することにより堤防・離岸堤・砂浜等の消波機能低下や水門の防潮機能障害等、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれら流木等の処理を実施するものです。

■災関緊急砂防＜災害関連緊急砂防事業＞

風水害等により水源地帯に崩壊が発生し、放置すれば次の出水により著しい土砂災害が発生する恐れのある場合に緊急的に実施するものです。河川等災害復旧事業と異なり公共土木施設（砂防設備）の被害が無い場合も実施できます。



災害復旧事業の国庫負担率は、事業費の2／3以上となっています。また、初年度については、地方交付税措置と併せると災害復旧事業費の約98%以上が国の負担となります。※ 地方公営企業災害復旧事業を除く

【国庫負担率2／3、災害発生年災の場合】

○ 地方公共団体（地方公営企業を除く）



○ 地方公営企業



【一口メモ】

■ TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

- 大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、平成30年で10年を迎えました。
- TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施します。
- 本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動しています。（14,386名の職員を予め指名（R2.4.1現在））

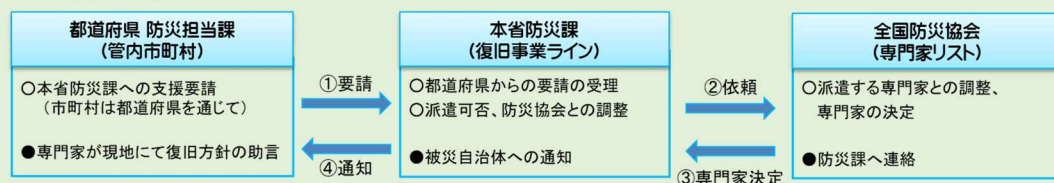
➤ 創設以来106の災害に、のべ約11万5千人を超える隊員を派遣



■ 災害復旧技術専門家派遣制度

- 大規模災害発生時に、地方公共団体等からの要請に基づいて、（公社）全国防災協会から「災害復旧技術専門家」を現地に派遣し、災害復旧活動の支援・助言を実施する制度です。（初回は無償）
- 災害査定申請の迅速化に向け、測量や被災原因調査に関する技術的支援や助言、復旧工事実施に向けた具体的な工法指導等を実施します。

<手順のフロー図>





大規模災害発生時においては、災害査定の効率化、簡素化を行い、甚大な被害を受けた地方公共団体が迅速に災害復旧に着手できるよう支援してきました。しかしながら、個別の災害ごとに被災の状況に応じ効率化等の内容を検討していたため、決定までに1ヶ月程度要していました。

このため、政府の激甚災害指定の見込みが立った時点で事前にルール化した災害査定の効率化の内容を速やかに適用する新たな査定方針を策定し、平成29年発生災害から運用開始しています。

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化について

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の具体的内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

- ・**カテゴリーS:** 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリーA:** 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害
(過去の事例: 令和元年東日本台風、北海道胆振東部地震(H30)、平成30年7月豪雨、熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)など)
- **カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ① **机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは被害件数の概ね9割、カテゴリーAは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 300万円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 1,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ② **採択保留額の引上げ**(カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③ **設計図書の簡素化**
: 設計図書の作成において航空写真や標準的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など



Disaster Restoration

参考図書の紹介

- ・「災害関係法令例規集」 (公社) 全国防災協会発行
- ・「国土交通行政ハンドブック」 大成出版社発行
- ・「災害手帳」 (一社) 全日本建設技術協会発行
- ・「河川ハンドブック」 (公社) 日本河川協会発行
- ・「改良復旧事業の手引き(案)」 (公社) 全国防災協会発行

わかりやすい災害復旧関係事業のあらまし

令和6年1月版



国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
〈問合せ先〉 基準係 03-5253-8111(代)